

2026年3月5日

わな <とり とうぶつ つかまえるための とうぐ> で

とり とうぶつ つかまえる ひと
鳥や 動物を 捕まえる人へ

やまなどで わなを つかって とり とうぶつ つかまえるときは、 きよか <やくしよ ゆる
て もらうこと> や とうろく <やくしよ なまえ おし
登録 <役所に 名前を 教えること> が あります。

きよかや とうろくがないのに とり とうぶつ つかまえることは、 ほうりつ <くに き
許可や 登録が ないのに 鳥や 動物を 捕まえることは、 法律 <国の 決まり
> で ダメと きまわっていて、 ばつ <わるいこと> を うけます。

つかまえていい とり とうぶつ、 じき <いつ>、 ばしよ <どこで>、 などは、
きまわっています。

くわ 詳しいことは、 やくしよ き 役所に 聞いてください。

きまわりを まもらないで、 わなを つかうと、 まわりの ひと きざ <こわ おも
決まりを 守らないで、 わなを 使うと、 周りの 人が 傷ついて、 怖く 思い
ます。

みんなが こわ おも 怖く 思わないよう、 きまわりを まも 決まりを 守りましょう。

しずおかけんちゅうぶのうりんじむしよ しんりんせいびか
静岡県中部農林事務所 森林整備課

でんわ
電話：054-286-9061